

報告事項ア

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、別紙のとおり報告します。

令和2年9月2日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

# 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年9月2日  
教育総務課

## 1 各学校における感染防止対策等の徹底について

新学期に向けて、登校時の検温等の健康観察、三つの密の回避、マスク着用、人と人との感染防止距離の確保等感染防止対策について、あらためて徹底するよう学校等に周知した。

- 登校時に生徒の体調把握を行い、体調不良の生徒は無理をさせず、帰宅させ自宅で休養させる
- 親しい間柄であっても、「三つの密（密閉、密集、密接）」を避ける
- 距離が取れない場合のマスク着用、こまめな手洗い等の感染予防を徹底
- 人と人との感染防止距離（概ね2m）を取ること
- 公共交通機関内において、マスクを着用すること、大声で会話しないこと等を徹底
- 熱中症等の健康被害が発生しないよう、必要に応じてマスクを外すことについて配慮
- 感染症患者に対する偏見や差別的言動が生じることのないよう指導 等

## 2 部活動や学校寮での感染拡大を防止するための対策

島根県での学校寮における運動部の集団クラスターの発生を受け、早期発見・早期対応に努めるなど、部活動及び学校寮での集団感染を防止するという観点から、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、部活動内又は寮内における感染防止策を徹底することとした。

### <部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの概要（8/12策定）> 別紙1

#### 【特徴】

- ・顧問、生徒各々が行うべき対策を具体的に記載
- ・遠征及び合宿等の際の留意点について明確化

#### 【概要】

##### <活動実施>

- ・顧問は、活動前後及び活動中に生徒の体調確認を適宜行い、活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合は、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談させる。
- ・生徒は、発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加しない。
- ・生徒は、タオルや水分補給用の飲料については、個人で準備し、他の部員と共用しない
- ・生徒は、仲間同士のハイタッチや抱擁等は控える。

##### <更衣室及び部室>

- ・利用人数の制限、換気の徹底、複数の生徒が触れた場所について適宜消毒。

##### <遠征や合宿における対応>

- ・感染防止に万全の注意を払い、特に「特別感染警戒地域」等への遠征等を実施する場合は、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施する。
- ・借り上げバス等で移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空け、必ずマスクを着用する。
- ・宿舎は、原則個室とし、相部屋となる場合には、部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限するとともに、宿舎内においては、食事中以外必ずマスクを着用する。
- ・食事は原則一人盛りでの提供とし、食事中は大きな声で話さない。

**【特徴】**

- ・県内の学校寮の調査結果を踏まえ、各々の対策を行う主体等を明確化
- ・寮内で業務を行う業者や、寮に出入りする外部関係者についても規定
- ・疑似感染者、感染者発生の際の具体的な対応手順を明確化

**【概要】**

**<舎監、寄宿指導員、給食調理員等寮務職員等による感染予防対策について>**

- ・寮務職員は、出勤前に体温を測定し、発熱や咳、咽頭痛等症状がある場合は、自宅待機
- ・寮務職員は、寮内では寮生と同様に手洗い、咳エチケット、マスク着用

**<委託業者等外部関係者の感染予防対策について>**

- ・校長は、寮に出入りする外部関係者について、感染予防対策の徹底及び体調不良者への寮内立入り自粛等を要請

**<食堂、風呂、洗面所、トレーニング室等の共有スペース>**

- ・定期的に十分な換気（換気扇、吸込口及び吹出口を意識して空気を入れ替えるなど寮生の三密回避）
- ・校長は、食堂等入室人数を設定するなど工夫

**<寮生に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について>**

- ・寮務職員は、寮生に対し、発熱、咳、咽頭痛等につき報告するよう指導。症状を確認した場合、寮生を個室・休養室等他の寮生と分けた別室で隔離
- ・管理職員は、ただちに発熱・帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従う  
PCR検査への公用車等での移動の際、前後の窓をスリット状に開放するなどして、車内の換気を徹底する

※8/12～25 日まで、専門家による県内高校の全ての学校寮の調査及び衛生指導が行われ、その指摘事項を踏まえて8/20に策定したガイドライン（暫定運用版）を改正し、9/1から適用（主な指摘事項）

- ・学校は、手洗い場にペーパータオル（壁掛け式）を設置
- ・寮務職員は、消毒液の使用期限を明確にして管理。詰め替え容器を使用する場合は、使い切って洗浄した後、十分乾燥した容器に詰め替え
- ・学校は、共同のゴミ箱は、手を使用せず、蓋を開閉できるものを設置

### 3 部活動の対応

○島根県での運動部活動における集団クラスターの発生を受け、部活動の大会への参加及び大会実施におけるガイドラインを改正して各学校に周知した。

**<8月末までの対応>**

- 県外への遠征（大会参加、練習試合、合同練習、合宿）及び県内へ県外の学校を招致しての練習試合、合同練習、合宿の禁止
- 県内における宿泊を伴った合宿の禁止



9月1日以降、上記の制限を解除

※公式試合への参加等、真に必要な場合を除いて、県が定める「特別感染警戒地域」、「重要感染警戒地域」については、極力控える  
※参加及び実施する場合は、最大限の感染防止対策を講じる

○制限の解除に伴い、8月12日付で策定した感染症対策ガイドラインの本格運用を開始した。



# 鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(令和2年8月12日 Ver.1)

## 1 基本的な考え方

- (1) 活動は、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に則って実施する。
- (2) 感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動する。特に、練習試合の実施や大会への参加については、段階的に実施し、ケガや熱中症防止に最善の配慮を行う。
- (3) 実施にあたっては、以下の基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
  - ・更衣室及び部室を含む活動場所が密閉空間とならないよう、換気を徹底する。
  - ・過度の密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。
  - ・近距離での会話や大声での発声を控える。

## 2 活動計画について

- (1) 必ず月ごとの活動計画を作成し、管理職の了解を得た上で活動し、実績報告を作成して管理職へ提出する。
- (2) 計画の作成については、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」、本ガイドライン及び「学校の運動部活動に係る活動方針」に則って作成する。
- (3) 管理職は、活動計画及び活動状況を随時点検し、活動時間や休養日が遵守できない場合や、感染防止対策が不十分な部については指導を行い、改善が見られない場合は活動を許可しない。

## 3 活動実施について

<顧問が対応すべきこと>

- (1) 活動前に、自身の体調を確認し、発熱等の風邪の症状がある場合には指導を行わない。
- (2) 活動前後及び活動中に生徒の体調確認を適宜行う。
- (3) 活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合は、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談させる。
- (4) 競技ごとの活動（練習及び大会）については、それぞれの中央競技団体からの活動方針やガイドラインに則って活動する。
- (5) コンタクトスポーツ（柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手道、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等）においては、中央競技団体が对人的活動の実施を認めている場合、かつ2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする（ただし、鳥取県版新型コロナ注意報等が発令されていない場合、かつ医師の診断により練習への参加が許可された場合は可とする）。
- (6) 共用して使用する器械・器具・用具については、適宜消毒を行う。
- (7) ミーティングを行う際は、マスクを着用させ、三密を避ける。
- (8) 練習試合の実施及び大会参加は、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン」（最新版）を参照の上、実施及び参加する。

<生徒個人が対応すべきこと>

- (1) 普段から体調管理に努める。発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加し

ない。

- (2) 活動中に体調が悪くなった場合は、顧問へすぐに知らせる。
- (3) 活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。
- (4) 水分補給のための飲料については、個人で準備し、回し飲みなどを行わない。
- (5) 水分補給用の飲料をドリンクジャグタンクなどで準備し、部員で共有しての水分補給は行わない。
- (6) タオルについては、個人で準備し、他の部員と共有しない。
- (7) タイマーやストップウォッチ等の操作は、可能な限り担当する人を限定する（マネージャーやキャプテンのみが操作する等）。
- (8) 仲間同士のハイタッチや抱擁等は控える。
- (9) ビブス等洗濯が必要なものは、当番や担当が洗濯をするのではなく、使用した個人で洗濯する。

#### 4 マスクの取扱いについて

- (1) 生徒の活動中は、必ずしもマスクを着用する必要はないが、外す際には、感染リスクを避けるため、周囲との間隔を十分に確保する。
- (2) 夏季の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- (3) 顧問については、原則としてマスクを着用する。ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断する。

#### 5 更衣室及び部室について

- (1) 更衣室及び部室を利用する場合は、利用人数を制限し、換気を徹底する。
- (2) 利用後は、複数の生徒が触れた場所については、適宜消毒を行う。

#### 6 県外への遠征及び県内への受入れについて

- (1) 県外への遠征（大会参加、合同練習、合宿、練習試合）及び県内への受入れ（合同練習、合宿、練習試合）を行う場合は、感染防止に万全の注意を払うこと。なお、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」への遠征及び対象地域からの県内への受入れを実施する場合は、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。
- (2) 県外への遠征及び県内への受入れを行う場合は、実施計画（会場への移動手段を含む）及び感染予防対策を作成し、管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染防止対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。
- (3) 県外遠征及び県内への受入れ可能地域については、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン」（最新版）を参照の上、実施及び参加する。
- (4) 移動において、借り上げバスや公共交通機関を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、必ずマスクを着用する。併せて、可能な限り換気に努める。
- (5) 借り上げバスでの移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取る。

## 7 遠征や合宿における宿泊や食事について

- (1) 宿舎内においては、食事中以外必ずマスクを着用する。
- (2) 宿泊を行う場合は、原則個室とする。ただし、個室が全員分確保できず相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。
- (3) 相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、三密となることのないよう、感染症防止対策を徹底する。なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、適宜消毒を行う。
- (4) 宿舎での食事は原則一人盛りでの提供とする。ただし大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トンゴや取り箸などの共有を行わない。
- (5) 食事中は大きな声で話さない。
- (6) 片付けについては、従業員の方の指示に従って行う。
- (7) 昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役割を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
- (8) 食事の盛り付けや弁当の配布を行う役割の者は、手洗い、手指消毒を十分に実施して行うこと。



# 鳥取県文化部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(令和2年8月12日 Ver.1)

## 1 基本的な考え方

- (1) 活動は、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に則って実施する。
- (2) 感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動する。特に、合同練習等の実施や大会への参加については、段階的に実施し、ケガや熱中症防止に最善の配慮を行う。
- (3) 実施にあたっては、以下の基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
  - ・更衣室及び部室を含む活動場所が密閉空間とならないよう、換気を徹底する。
  - ・過度の密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。
  - ・近距離での会話や大声での発声を控える。

## 2 活動計画について

- (1) 必ず月ごとの活動計画を作成し、管理職の了解を得た上で活動し、実績報告を作成して管理職へ提出する。
- (2) 計画の作成については、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」、本ガイドライン及び「学校の文化部活動に係る活動方針」に則って作成する。
- (3) 管理職は、活動計画及び活動状況を随時点検し、活動時間や休養日が遵守できない場合や、感染防止対策が不十分な部については指導を行い、改善が見られない場合は活動を許可しない。

## 3 活動実施について

<顧問が対応すべき内容>

- (1) 活動前に、自身の体調を確認し、発熱等の風邪の症状がある場合には指導を行わない。
- (2) 活動前後及び活動中に生徒の体調確認を適宜行う。
- (3) 活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合は、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談させる。
- (4) 部門ごとの活動（練習及び大会）については、それぞれの全国組織団体からの活動方針やガイドラインに則って活動する。
- (5) 近距離での発声等を伴う部門（合唱、吹奏楽、演劇等）においては、全国組織団体が合同での活動の実施を認めている場合、かつ2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする（ただし、鳥取県版新型コロナ注意報等が発令されていない場合、かつ医師の診断により練習への参加が許可された場合は可とする）。
- (6) 共用して使用する器械・器具・用具については、適宜消毒を行う。
- (7) ミーティングを行う際は、マスクを着用させ、3つの密を避ける。
- (8) 合同練習等の実施及び大会参加は、「大会（定期演奏会等の発表会を含む）への参加及び実施におけるガイドライン（最新版）」を参照の上、実施及び参加する。

＜生徒個人が対応すべき内容＞

- (1) 普段から体調管理に努める。発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加しない。
- (2) 活動中に体調が悪くなった場合は、顧問へすぐに知らせる。
- (3) 活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。
- (4) 水分補給のための飲料については、個人で準備し、回し飲みなどを行わない。
- (5) 水分補給用の飲料をドリンクジャグタンクなどで準備し、部員で共有しての水分補給は行わない。
- (6) タオルについては、個人で準備し、他の部員と共有しない。
- (7) タイマーやストップウォッチ等の操作は、可能な限り担当する人を限定する。
- (8) 仲間同士のハイタッチや抱擁等は控える。
- (9) 衣装等洗濯が必要なものは、当番や担当が選択するのではなく、使用した個人で選択する。

#### 4 マスクの取扱いについて

- (1) 生徒の活動中は、必ずしもマスクを着用する必要はないが、外す際には、感染リスクを避けるため、周囲との間隔を十分に確保する。
- (2) 夏季の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- (3) 顧問については、原則としてマスクを着用する。ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断する。

#### 5 更衣室及び部室について

- (1) 更衣室及び部室を利用する場合は、利用人数を制限し、換気を徹底する。
- (2) 利用後は、複数の生徒が触れた場所については、適宜消毒を行う。

#### 6 県外への遠征及び県内への受入れについて

- (1) 県外への遠征(大会参加、合同練習、合宿)及び県内への受入れ(合同練習、合宿)を行う場合は、感染防止に万全の注意を払うこと。なお、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」への遠征及び対象地域からの県内への受入れを実施する場合は、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。
- (2) 県外への遠征及び県内への受入れを行う場合は、実施計画(会場への移動手段を含む)及び感染予防対策を作成し、管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染防止対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。
- (3) 県外遠征及び県内への受入れ可能地域については、「大会(定期演奏会等の発表会を含む)への参加及び実施におけるガイドライン(最新版)」を参照の上、実施及び参加する。
- (4) 移動において、借り上げバスや公共交通機関を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、必ずマスクを着用する。併せて、可能な限り換気に努める。
- (5) 借り上げバスでの移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取る。

## 7 遠征や合宿における宿泊や食事について

- (1) 宿舎内においては、食事中以外必ずマスクを着用する。
- (2) 宿泊を行う場合は、原則個室とする。ただし、個室が全員分確保できず相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。
- (3) 相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、三密となることのないよう、感染症防止対策を徹底する。なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、適宜消毒を行う。
- (4) 宿舎での食事は原則一人盛りでの提供とする。ただし、大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、担当を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、担当を決めて行い、トングや取り箸などの共有を行わない。
- (5) 食事中は大きな声で話さない。
- (6) 片付けについては、従業員の方の指示に従って行う。
- (7) 昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
- (8) 食事の盛り付けや弁当の配布を行う役の者は、手洗い、手指消毒を十分に実施して行うこと。



## 学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（正式版）

令和 2 年 8 月 3 1 日作成

鳥取県子育て・人財局総合教育推進課  
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課  
鳥取県教育委員会事務局高等学校課

## 1 寮管理の心得について

校長は、寮における新型コロナウイルス感染者の集団発生を防止するため、施設の衛生状況の保持及び改善を図るとともに、最新の知見を収集して感染防止に取り組む必要がある。

よって、校長は、生徒・学生（以下「寮生」という。）を指導する立場、調理員等の寮生の健康にかかわる立場の教職員に、新型コロナウイルス感染症に関する知識や、感染予防対策を実行できる技量を習得させ、その上で、感染予防対策を寮生に任せず、寮務職員（舎監、寄宿指導員、寄宿舎給食調理員のみならず、寮の業務に関わるすべての教職員をいう。）は、寮生への衛生指導等と施設の衛生管理を行い、感染予防対策を実施すること。

## 2 寮務職員等による感染予防対策について

- (1) 寮務職員は、出勤前に体温を測定し、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は自宅待機する。
- (2) 感染した寮務職員や濃厚接触者と判断された寮務職員は、就業しない。
- (3) 寮務職員は、寮内では、寮生と同様に寮生活の規則に基づいて手洗い（手指の消毒）・咳エチケットを励行し、寮内では原則マスクを着用する。
- (4) 寮務職員は、寮生の感染予防対策及び寮生が利用する部屋の衛生管理の徹底について、寮生に指導する。
- (5) 寮務職員は、寮生による寮内の施設・設備の衛生管理だけに任せず、寮生が利用した施設・設備の最終的な消毒液による消毒を行う。
- (6) 寮務職員は、寮務職員が使用する部屋の網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をする。窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換える。隙間風程度に一方向の風の流れを作ること意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫する。
- (7) 学校は、寮務職員が使用する部屋の出入口に手指の消毒設備を設置し、寮務職員は、入退室の際には手指の消毒を徹底する。
- (8) 学校は、寮務職員が使用する部屋にペーパータオル及び消毒液を常備し、寮務職員は、交代時に使用したテーブルや椅子の背もたれ等の触れた部分を拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行う。
- (9) 寮務職員は、換気扇等の感染予防対策に係る設備の稼働状況について定期的に確認し、学校は適宜クリーニングや修繕等の対応をとる。

## 3 入寮（帰省等から寮に帰ってくる場合を含む）にあたって

- (1) 校長は、入寮にあたり、寮生の入寮前 2 週間の行動歴及び体調記録を確認して入寮の可否を判断すること、並びに寮生が各自でマスク、体温計を準備しなければ

- ならないことを保護者及び寮生に事前に説明する。
- (2) 校長は、入寮時に、入寮前2週間の行動歴（外出先など行動記録表(参考様式1)に記入)及び体調を確認して入寮の可否を判断する。
  - (3) 校長は、寮生が入寮の直前・直後に発熱や咳、咽頭痛等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を出した場合、個室の寮生の場合は自室で、相部屋の寮生の場合は他の寮生と分けた休養室等別室で一先ず休養させ、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談の上で、改めて入寮の可否を判断する。
  - (4) 寮務職員は、寮生に、寮内での手洗い(手指の消毒)・咳エチケットの励行、及び寮室以外の共有スペースでは原則マスクを着用すること等の感染予防対策並びに感染が判明した際の対応について指導を行うとともに、寮生活の規則等にも明記する。
  - (5) 校長は、保護者にも、寮における感染予防対策及び感染が判明した際の対応について事前に説明し、対策に万全を期していることを共有することで学校及び寮生活に対する不安を低減するとともに、患者が発生した際の協力を依頼しておく。

#### 4 入寮式・開寮式・対面式について

校長は、入寮式等のイベントについて、感染予防のために必要に応じて内容変更・中止を検討する。検討の結果、行う場合も、簡素化、時間短縮を図る等の工夫を講じ、三つの密の条件が同時に重ならないように、換気、人と人との距離(フィジカルディスタンス)の確保、マスク着用等を徹底した上で実施する。

#### 5 寮生の体調管理について

- (1) 寮務職員は、寮生の感染者を早期に探知できるよう、寮生に対して毎朝夕(朝食前・夕食前)に検温及び咳、咽頭痛等の症状の有無等について健康観察表(参考様式2)に記録させるとともに、毎日の行動も行動記録表に記録するよう指導する。
- (2) 寮務職員は、寮生に、発熱や咳、咽頭痛等の症状が出た場合、ただちに在寮の寮務職員へ報告するよう指導するとともに、寮生の健康観察表を毎日点検して、寮生全体の健康状況を把握する。

#### 6 寮生に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について

校長は、寮生に発熱等の体調不良症状がある場合には、新型コロナウイルスへの感染の疑いを考慮し、別室での休養や発熱・帰国者・接触者相談センター(以下「センター」という。)への相談など、学校の迅速かつ的確な対応が、寮における感染拡大を防止することにつながることを全教職員に周知し、以下の対応を行う体制を構築する。

- (1) 寮務職員は、寮生が発熱や咳、咽頭痛等の症状があることを確認した場合、管理職員に報告するとともに、症状がある寮生を、個室の寮生の場合は自室で、相部屋の寮生の場合は他の寮生と分けた休養室等別室で休養させる。(以下フロー図1参考)
- (2) 報告を受けた管理職員は、ただちに、センターに相談の上で、センターの指示に従った対応を指揮する。
- (3-1) 相談の結果、寮生が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けた場合、寮務職員は、寮生にセンターが指示した帰国者・接触者外来を受診させ、PCR検査の結果が判明するまで、当該寮生を他の寮生と関わらない個室で休養させる。また、関係者の行動状況等の情報収集を行う。なお、帰国者・接触者外来等への移動は

公用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、教職員の感染予防に留意する。公用車等で生徒を移動させる場面では、寮務職員は、後部座席に生徒を座らせ、前後の窓をスリット状（前窓を小さく開け、後窓を大きく開ける）に開放するなどして、前から後ろへの一方向の風の流れをつくること。

- (3-2) 相談の結果、寮生が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けなかった場合、寮務職員は、寮生に病状に応じて医療機関（かかりつけ医）に事前に連絡してから、受診させる。また、寮生の症状が改善するまで、当該寮生を他の寮生と関わらない個室で休養させ、症状が改善しない場合は、再度センターに相談させる。なお、医療機関等への移動は公用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、教職員の感染予防に留意する。
- (4) 校長は、PCR検査の結果、寮生又は寮務職員が感染者と判明した場合、学校の臨時休業措置、感染者の入院への対応等を行うとともに、保健所の指示に従って寮の消毒や感染拡大防止措置を徹底して行う。また、可能な限り寮生及び寮務職員の行動（感染判明前及び判明後）について情報収集するなど、保健所からの依頼に対応する。（以下フロー図2参考）
- (5) (4)の感染者以外の寮生が保健所の指示によるPCR検査の結果、陽性が判明した場合、校長は、保健所の指示に従って、当該寮生を医療機関に入院させる又は宿泊療養施設に隔離させるなどの対応を行う。
- (6) (4)の感染者以外の寮生が保健所の指示によるPCR検査の結果、陰性が判明した場合、校長は、保健所の指示に従って、当該寮生を消毒後の寮又は宿泊施設（東中西各地区にある県立高校のセミナーハウス等）を活用して生活させ、2週間の健康観察を行う。
- (7) 校長は、寮生又は寮務職員の感染が判明した場合、若しくは、寮生又は寮務職員が感染者の濃厚接触者等に特定された場合の対応（フロー図2参考）を記載したマニュアルを事前に作成する。

## 7 玄関における感染予防対策について

- (1) 学校は、玄関に手指の消毒設備を設置し、寮務職員は、寮生に、外から帰ってきた時には必ず手洗い（手指の消毒）を行うよう指導する。
- (2) 寮務職員は、寮生に、玄関では大声での会話は控えるとともに、登下校の時間をずらす等の工夫を行い玄関で密集しないよう指導する。
- (3) 寮務職員は、外来者や面会者に、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は寮に入らないよう要請する。
- (4) 寮務職員は、症状がないことを確認した外来者や面会者に、寮内共有スペースでのマスクの着用や大声での会話を控えるよう要請する。
- (5) 寮務職員は、外来者や面会者に、寮に入る際は手指を消毒するよう要請する。

## 8 食堂における感染予防対策について

- (1) 寮務職員は、食堂及び厨房の網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をする。窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換える。隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫する。
- (2) 学校は、食堂の出入口に手指の消毒設備を設置し、寮務職員は、寮生に、入口か

ら出口までの手指消毒から始まる順路を決めておくなど、食堂に入退室する際の手指の消毒を徹底するよう指導する。

- (3) 校長は、食堂に入ることができる人数を設定するとともに、寮生の食事等に十分な時間を設定して密な時間を防止し、寮務職員は、寮生に、分散して食事を摂るようになるなど工夫を行い食堂で密集しないよう指導する。
- (4) 寮務職員は、発熱や咳、咽頭痛等がある寮生は自室で食事をとるよう指導・支援する。
- (5) 寮務職員は、フィジカルディスタンスを確保できるよう食堂の配席（対面しない配席、隣同士も距離をとる）を工夫し、学校は、できない場合はアクリル板やビニールカーテンで遮蔽する対応をとる。
- (6) 寮務職員は、寮生に、食堂で大声での会話を控えるよう指導する。
- (7) 寮務職員は、箸、コップなどを一人ずつ個別に配布し、共有の箸箱等から取るなど他の寮生が触れる可能性のある形式での提供はしない。
- (8) 寮務職員は、バイキング形式や鍋での料理提供ではなく、個々の配膳で食事を提供する。
- (9) 学校は、食堂にペーパータオル及び消毒液を常備し、寮務職員は、寮生に、食堂を出る時には、使用したテーブルや椅子の背もたれ等の触れた部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行うよう指導する。
- (10) 寮務職員は、寮生全員の食事終了後に、テーブル、レンジ、冷蔵庫、調味料等多くの寮生が触れる部分を拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行う。
- (11) 寮務職員は、厨房裏口の活用や寮生と別のトイレを使用して寮生と可能な限り動線を分ける。
- (12) 寮務職員は、配膳（又は片付け）当番の寮生に、配膳（又は片付け）中のマスクの着用及び作業終了後の手指の消毒の徹底を指導する。
- (13) 寮務職員は、寮生が自由に利用できる冷蔵庫の使用にあたって、開扉前の手指の消毒と、他人の物をできる限り触れないよう、割り当てられた保管場所の利用の徹底を指導する。

## 9 厨房における感染予防対策について

「飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考に管理する。

## 10 委託業者等外部関係者の感染予防対策について

校長は、寮内で業務を行う業者や寮に出入りする外部関係者についても、寮内での新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底及び体調不良者の寮内への立ち入り自粛等を要請する。

## 11 脱衣室及び浴室における感染予防対策について

- (1) 寮務職員は、脱衣室及び浴室の網戸のある窓を定期的に関開け、寮生が利用中も換気扇を常時使用するなど十分な換気を行う。
- (2) 校長は、脱衣室及び浴室に入ることができる人数を設定するとともに、寮生の入浴等に十分な時間を設定して密な時間を防止し、寮務職員は、寮生に、学年でローテーションを決めて分散して利用するなど工夫を行い、脱衣室及び浴室で密集しないよう指導する
- (3) 寮務職員は、発熱や咳、咽頭痛等がある寮生は浴室等を利用しないよう指導する。

- (4) 寮務職員は、寮生に、タオルやブラシ等を共用せず持参するよう指導する。
- (5) 学校は、脱衣室にペーパータオル及び消毒液を常備し、寮務職員は、寮生に、ドライヤーや体重計等を、利用する都度、消毒済みのものを使用できるように使用後の消毒を徹底するよう指導する。
- (6) 寮務職員は、寮生に、脱衣室及び浴室では、シャワーを一つ置きに使用するなどフィジカルディスタンスを確保するとともに、大声での会話を控えるよう指導する。
- (7) 寮務職員は、寮生全員の利用終了後に、蛇口の取っ手、脱衣かご、ドライヤー等多くの寮生が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行う。

## 12 寮室における感染予防対策について

- (1) 校長は、寮生ができるかぎり少人数での利用となるように寮室の設定を行う。
- (2) 寮務職員は、寮生に、網戸のある窓を開けるなど定期的に寮室の十分な換気をすすよう指導する。換気にあたっては、換気扇・扇風機の活用に加え、寮全体で一斉に窓を開放するなどにより空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換えるよう指導する。隙間風程度に一方向の風の流れを作れることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫する。
- (3) 寮務職員は、寮生に、寮室で密閉、密集、密接とならないよう以下の徹底を指導する。
  - ・同じ寮室の者同士であっても、大きな声での会話を控えるとともに、フィジカルディスタンスの確保を心がけること。
  - ・学校が寮室ごとに設置した消毒設備で、電気スイッチ、エアコンのリモコンなどの共用部分を1日2回（朝食前・夕食前）消毒すること。
  - ・他人の物にはできる限り触れないよう生活用品等の共有をしないこと。
  - ・寮務職員の許可なしで寮室での集合はしないこと。
- (4) 寮務職員は、寮生に、部屋替えの際に清掃に加えて寮室全体の消毒を徹底するよう指導するとともに実施を確認する。

## 13 洗面室及びトイレにおける感染予防対策について

- (1) 学校は、自動水栓又は手を使わなくても開閉できる洗面台の設置に努める。
- (2) 学校は、トイレに常時換気できる設備（換気扇）の設置に努める。
- (3) 学校は、手洗い場にペーパータオル（壁掛け式）の設置に努める。
- (4) 寮務職員は、トイレを使用した後は手洗い（手指の消毒）を徹底するよう指導する。
- (5) 寮務職員は、寮生にタオルやブラシ等は共用せず持参し、使用後は共同の場に置かず持ち帰るよう指導する。

## 14 その他寮内の施設、設備（洗濯室、音楽室、トレーニング室等）の利用等について

- (1) 校長は、感染が疑われる寮生が発生した場合に備えて、他の寮生と分けて収容できる部屋を複数設ける。
- (2) 校長は、感染予防を徹底するため、寮生や外来者に守ってもらいたいことを箇条書き等でわかりやすくまとめたものを玄関、食堂、風呂場等の場所ごとに目に付く場所に掲示する。
- (3) 校長は、寮生が利用できる寮内の施設の人数をそれぞれ設定し、寮務職員は、寮生に、設定人数内の使用の徹底を指導する。

- (4) 学校は、寮生が利用できる寮内の施設の出入口には手指の消毒設備を設置し、寮務職員は、寮生に、入退室するときに必ず手指の消毒を徹底するよう指導する。
- (5) 学校は、寮生が利用できる寮内の施設内にペーパータオル及び消毒液を常備し、寮務職員は、生徒に、利用した後に多くの寮生が手を触れる箇所（ドアノブ、洗濯機のスイッチ、楽器、トレーニングマシン等）を消毒液による消毒するよう指導するとともに、1日の最終利用後に寮務職員自身により消毒液による消毒を行う。
- (6) 寮務職員は、消毒液の使用期限を明確にして管理する。また、詰め替え容器を使用する場合は、中身を使い切り、洗浄後に十分乾燥させた容器に詰め替えを行う。
- (7) 学校は、外気が入りにくく、換気扇がない廊下等の寮内共有スペースには扇風機等を設置して空気の流れを作る。
- (8) トレーニング室の感染予防対策は「スポーツジムにおける事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考に管理する。

## 15 その他

- (1) 寮務職員は、寮生に、感染予防対策で生じたゴミ（使用済みマスクなど）はビニール袋に入れて密封してゴミ箱に捨てるよう指導する。
- (2) 寮務職員は、寮生に、その他のゴミを回収し一時保管する場合も、ビニール袋に入れて密封した上で蓋つきのゴミ箱に保管するよう指導する。
- (3) 寮務職員は、寮生に、他の寮生が出したゴミ等を回収して出す場合には、マスクや手袋を着用し、直接触れないよう指導する。
- (4) 学校は、共同のゴミ箱は、手を使用せずに蓋を開閉できるもの（足ふみペダル開閉式など）の設置に努める。

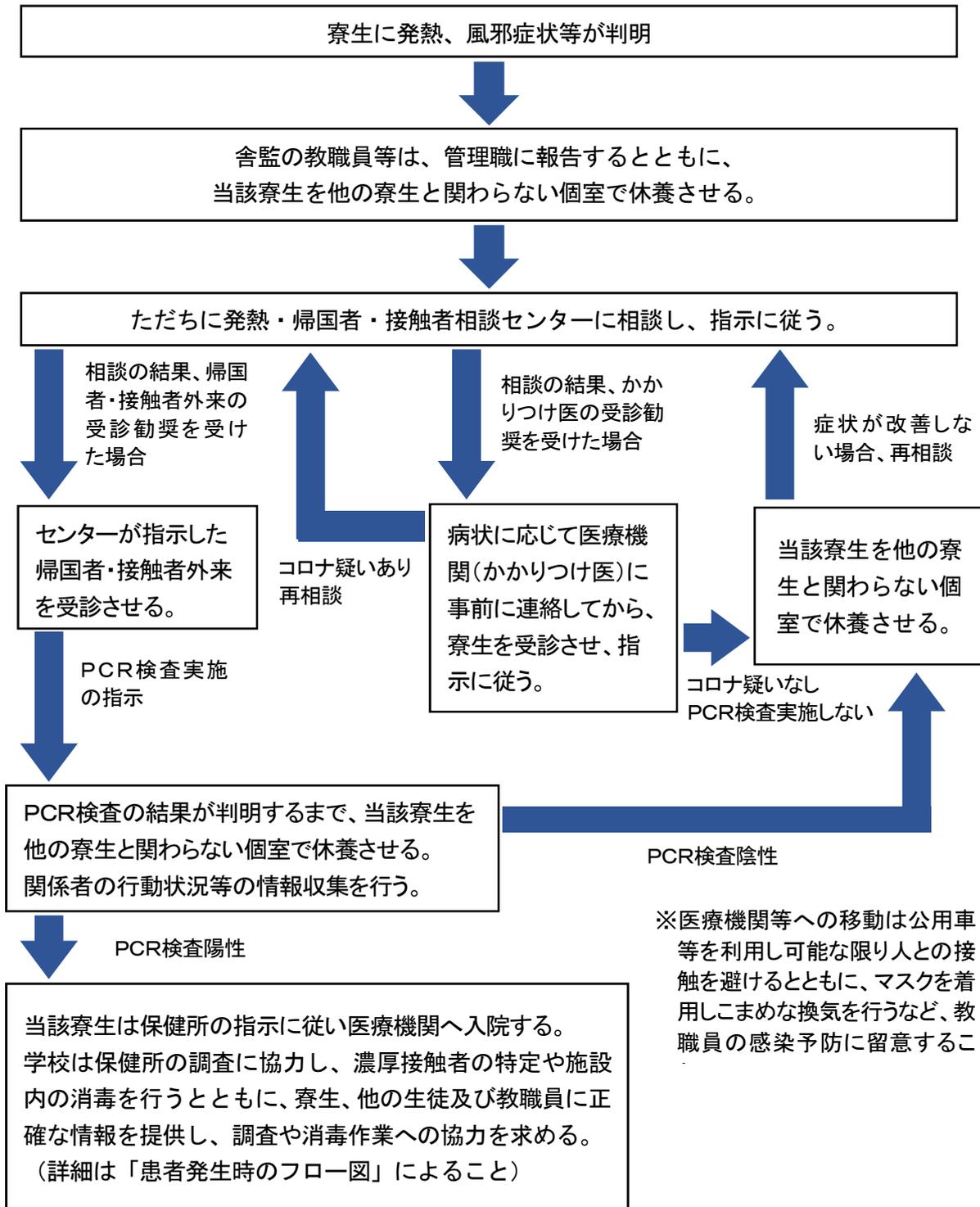
## 16 附 則

- (1) このガイドラインは、令和2年9月1日から適用する。
- (2) このガイドラインは最新の情報に基づき適宜更新する。

## 寮生に発熱、風邪症状等がある場合の対応の考え方

現在、県内の学校寮では、個別に寮のマニュアルを作成し、感染防止対策を図っているところであるが、この度の島根県での学校寮における集団クラスターの発生を受け、早期発見・早期対応に努めるなど、学校寮での集団感染を防止するという観点から、県と県教育委員会とで「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成し、寮内における感染防止策を徹底することとした。

## 集団感染防止の観点での対応手順



### 寮生・教職員に感染者が発生した場合の対応の考え方

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、また、我々が闘うべき相手は、人ではなくウイルスであり、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されず、相手を思いやる気持ちを持ち、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとること。

## 寮生・教職員に感染者が発生した場合の対応手順

PCR検査結果を受けた寮生・教職員からの連絡により、  
感染の発生が判明

感染の発生を、管理職に報告する

(担当部署 (県立高校の場合は高等学校課、私立学校の場合は総合教育推進課) へ報告する)

### 学校の対応

- 学校の休校措置 (説明文書の配布など)
- 保健所からの依頼に対応する。
- ・感染者の行動の情報収集 など
- 保健所の指示により、寮内・校内の消毒を実施する。
- 感染者の入院に対応する。  
(感染者の保護者への連絡)

陽性者は保健所の指示に従い

- ・医療機関に入院
- ・宿泊療養施設に隔離
- ・寮に隔離

のいずれかの対応

他の寮生も保健所の指示に従ってPCR検査を受ける

**陽性**とされた寮生

**陰性**とされた寮生

消毒後の寮又は宿泊施設 (セミナーハウス等) を活用して生活し、2週間の健康観察を行う。

( ) 月 行動記録表

参考様式1

【学校関係者に陽性がでた場合は提出を求める場合があります】 年 組 名前

項目	学校外の行動記録
(記入例)	18時からマスクをして塾(塾)へ行った。
1日	
2日	
3日	
4日	
5日	
6日	
7日	
8日	
9日	
10日	
11日	
12日	
13日	
14日	
15日	
16日	
17日	
18日	
19日	
20日	
21日	
22日	
23日	
24日	
25日	
26日	
27日	
28日	
29日	
30日	
31日	

( )月 健康観察表

参考様式2

学校 ( ) 年 氏名

日付	曜日	体温		朝	体調について(各項目の□に✓をすること)	夕	確認欄	
1日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
2日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
3日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
4日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
5日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
6日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
7日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
8日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
9日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
10日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
11日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
12日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
13日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
14日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
15日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		

( )月 体調管理表

学校 ( ) 年 氏名

日付	曜日	体温		朝	体調について(各項目の□に✓をすること)	夕	確認欄	
16日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
17日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
18日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
19日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
20日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
21日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
22日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
23日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
24日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
25日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
26日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
27日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
28日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
29日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
30日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
31日	朝		°C	<input type="checkbox"/>	せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない	<input type="checkbox"/>		
	夕		°C	<input type="checkbox"/>		嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		